

12月1日(土)から1月6日(日)まで点灯

## 「光の祭典 in 紀宝」を今年も華やかに開催します

紀宝町の冬の風物詩「光の祭典 in 紀宝」を、12月1日から紀宝町ふるさと資料館前の広場で開催します。名物の20mツリーや、光のトンネルなど、さまざまなイルミネーションが織りなす幻想的な世界をお楽しみください。

また、イベント「キラフェス」も実施しますので、ぜひご来場ください。

### ◆ イルミネーション点灯期間

【期間】12月1日(土)～1月6日(日)

【時間】午後6時から10時まで(ただし、12月31日(月)、1月1日(火)の2夜はオールナイト点灯)

### 【シャボン玉イルミネーション】

12月1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)、15日(土)、16日(日)は、シャボン玉イルミネーションを実施します。

### ◆ イベント『キラフェス』

【日時】12月22日(土)(雨天時は23日(日))

午後5時～8時15分(ステージ開始は午後5時30分)

【内容】地元団体による演奏、ダンス、サンタさんからのお菓子プレゼント、抽選会など。



昨年のイルミネーションの様子

▶詳しくは、光の祭典 in 紀宝実行委員会(事務局：役場企画調整課 ☎33-0334)までお問い合わせください。

勤労者の生活安定と福祉向上のために

## 勤労者向け協調融資制度のご案内

町教育委員会では、勤労者の負担軽減のため、東海労働金庫と協調して、生活資金の貸付制度を設けています。

### ◆ 融資対象者

- ・紀宝町に1年以上居住し、住民基本台帳に登録され、引き続き居住する方
- ・前年度税込年収が150万以上400万円以下の勤労者で、自営業でない方
- ・未成年でない方
- ・町税を完納している方
- ・東海労働金庫の指定する保証機関の保証が受けられる方
- ・その他、東海労働金庫が定める要件を備えている方

### ◆ 資金使途

- ・教育ローン(教育に係る資金)
- ・福祉ローン(出産・育児・医療・介護に係る資金)
- ・カーライフローン(自動車に係る資金)

### ◆ 融資額

200万円以内(育児費用については、妊娠から小学校入学前までに要する費用)

### ◆ 融資利率

東海労働金庫の定める一般勤労者の貸付金利利率表の店頭表示率より、年0.3%引き下げた率

### ◆ 融資期間

東海労働金庫の定める期間

▶詳しくは、東海労働金庫熊野支店(☎0120-191-803)までお問い合わせください。

町立小学校への通学区域を緩和

## 通学する小学校を選択できます



町教育委員会では、町立小学校への通学区域を緩和し、通学する学校を自由に選択できる制度を導入しています。これにより、町内に住所を有する小学校および中学校の来年度入学者の学区は、表①のとおりです。

現住所地以外の区域の小学校を希望される保護者は、下記のとおり、町教育委員会に申し出てください。

### ◆ 平成31年度小学校入学予定者

平成31年1月の初旬に、「入学通知書」を町教育委員会から配付します。通知書以外の学校への入学希望者は、1月21日(月)までに町教育委員会へ申し出てください。

### ◆ 在学中の児童について

現在、町内小学校に在学している児童で、現学校以外へ進級を希望する場合は、原則として次年度4月1日からになります。希望する場合は、12月7日(金)までに、町教育委員会まで申し出てください。

※通学手段の確保は、原則保護者の責任において行ってください。

### ◆ 町内中学校への進学

中学校への進学は、下記の学区一覧のとおりで、通学区域は緩和されていません。

▶詳しくは、町教育委員会(☎33-0341)までお問い合わせください。

表①：町立小・中学校の学区一覧

区分	居住する地区	通学できる学校
小学校	町内全域	井田小学校、神内小学校、成川小学校、相野谷小学校、鶴殿小学校
中学校	大里、井内、桐原、平尾井、阪松原	相野谷中学校
	井田、神内、成川、鮎田、鶴殿	矢淵中学校
	高岡、北松杖、瀬原、浅里	相野谷中学校、矢淵中学校

町内の解体業者が施工する空き家が対象

## 空き家の解体撤去を補助



町では、町内の住環境の向上および災害の未然防止を図るため、5年以上住んでいない町内の空き家の解体撤去にかかる費用を補助します。

### 【対象となる空き家】

- ・町内で5年以上住んでいないもの
- ・公共補償費対象となっていないもの
- ・アパートなど事業用のものでないこと
- ・個人の所有物件で、借地に建設されている場合は土地所有者の同意を得ていること

【対象者】空き家の所有者(所有者が死亡している場合は、法定相続人の代表者)

### 【補助金の額】

解体撤去にかかる費用の2/3(上限50万円)

▶詳しくは、役場産業建設課(☎33-0336)までお問い合わせください。